

議員提出議案第4号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和元年11月25日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	橋本勝
	〃	斎藤伸志
	〃	末永直
	〃	山田晴彦
	〃	かわの忠正
	〃	浜田昌利
	〃	岩隈千尋
	〃	堀添健
	〃	露木明美
	〃	木庭理香子

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

提 案 理 由

議会議員の期末手当の額を改定するため、この条例を制定するものである。